

議案第25号

三朝町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成28年3月3日

三朝町長 吉田秀光

三朝町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三朝町営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年三朝町条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動号等」という。）に対応する同表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動後号等」という。）が存在する場合には、当該移動号等を当該移動後号等とし、移動後号等に対応する移動号等が存在しない場合には、当該移動後号等（以下「追加号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号及び号の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号及び号の細目の表示並びに追加号等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（入居者の資格） 第6条 町営住宅に入居することができる者は、次の各号（三朝団地にあつては、第2号から第5号まで）	（入居者の資格） 第6条 町営住宅に入居することができる者は、次の各号（三朝団地にあつては、第2号から第5号まで）

の条件を備えている者でなければならない。

(1) 略

(2) その者の収入がア、イ、ウ又はエに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ、ウ又はエに掲げる金額を超えないこと。

ア及びイ 略

ウ 同居する者に中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。第9条第4項第7号において同じ。)を卒業し、又は修了するまでの児童がいる場合 令第6条第1項に規定する金額

エ アからウまでに掲げる場合以外の場合 令第6条第2項に規定する金額

(3)～(5) 略

2 略

(入居者の選考)

第9条 略

2及び3 略

4 町長は、第1項に規定する者のうち次に掲げるものについては、前2項の規定にかかわらず、町長が指定した町営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(1)～(3) 略

(4) 障がい者で規則で定める要件に該当する者(以下「障がい者」という。)

(5) 現に同居し、又は同居しようとする親族に障がい者がいる者

(6) 略

の条件を備えている者でなければならない。

(1) 略

(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。

ア及びイ 略

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 令第6条第2項に規定する金額

(3)～(5) 略

2 略

(入居者の選考)

第9条 略

2及び3 略

4 町長は、第1項に規定する者のうち次に掲げるものについては、前2項の規定にかかわらず、町長が指定した町営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(1)～(3) 略

(4) 障害者で規則で定める要件に該当する者(以下「障害者」という。)

(5) 現に同居し、又は同居しようとする親族に障害者がいる者

(6) 略

(7) <u>中学校を卒業し、又は修了するまでの児童と同居する者</u> (8) 略 (9) 略 (10) 略 (11) 略 (12) 略 (入居の手続) 第 11 条 町営住宅の入居決定者（前条第 2 項の規定により入居者として決定した者を含む。以下同じ。）は、町長の指定する期日までに次の手続をしなければならない。 (1) <u>鳥取県中部地区内に住所を有し、かつ、入居者と同程度以上の収入を有する連帯保証人 2 人（うち 1 人は、町内に住所を有する者とする。）</u>の連署した請書に入居者の印鑑証明書並びに連帯保証人の収入の証明及び印鑑証明書を添えて町長に提出すること。ただし、町長がやむを得ない事情があると認める者については、この限りではない。 (2) 略 2 及び 3 略	(7) 略 (8) 略 (9) 略 (10) 略 (11) 略 (入居の手続) 第 11 条 町営住宅の入居決定者（前条第 2 項の規定により入居者として決定した者を含む。以下同じ。）は、町長の指定する期日までに次の手続をしなければならない。 (1) <u>町内に住所を有し、かつ、入居者と同程度以上の収入を有する連帯保証人 2 人の連署した請書に入居者の印鑑証明書並びに連帯保証人の収入の証明及び印鑑証明書を添えて町長に提出すること。ただし、町長がやむを得ない事情があると認める者については、この限りではない。</u> (2) 略 2 及び 3 略
--	---

附 則
この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

